

○文部科学省告示第 号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和九年度の私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限り。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

令和八年 月 日

文部科学大臣 松本 洋平

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和八年九月四日から同月十一日までとする。